

国民年金基金の受給開始年齢について

埼玉県国民年金基金

国民年金基金の受給開始年齢は、国民年金の受給開始年齢と連動して変わることはありません。

【国民年金基金の受給開始年齢】

- 国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せ給付をしたり[上乗せ年金]、老齢基礎年金の支給が開始されるまでの間をつないで給付を行う年金[つなぎ年金]ですが、契約により加入する年金であり、国民年金を運営する政府とは別の国民年金基金が運営しています。
- 国民年金基金の支払いについては、国民年金基金及び国民年金基金連合会の規約において、A型、B型、I型及びII型は65歳誕生月の翌月分から、III型、IV型及びV型は60歳誕生月の翌月分からと定めています。
- 国民年金基金は、この受給開始年齢を前提として掛金額を設定し、掛金を積み立てこれを財源とし、年金を支給する財政方式[積立方式]を採っています。この財政方式は、国民年金の財政方式[賦課方式]とは異なります。
- したがって、仮に将来、国民年金の受給開始年齢が変更されるようなことがあったとしても、それに伴い国民年金基金の受給開始年齢が変わることはありません。